

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20250106	福山通運株式会社(法人番号1240001032736) 代表者小丸成洋	広島県福山市東深津町4丁目20-1	焼津支店	静岡県焼津市越後島字越後島425,426-1,2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和6年12月3日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
2	20250108	株式会社水野興業(法人番号8180001102183) 代表者水野直紀	愛知県名古屋守山区東禅寺1801番地	本社営業所	愛知県名古屋守山区東禅寺1801番地	事業停止(30日間)及び輸送施設の使用停止(160日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和6年2月2日及び令和6年3月7日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)運行管理者の選任違反(運行管理者数の不足)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(15)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)、(16)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)	46	46

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20250109	株式会社Expedition (法人番号 5180001131094) 代表 者河野柊也	愛知県名古屋市区栄生 二丁目20-22	岐阜本社営業 所	岐阜県岐阜市柳津町高桑 四丁目268番地	輸送施設の使用停止 (230日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第8条第1項	令和5年10月24日及び令和5年11月9日、関係 機関からの情報を端緒として、監査を実施。19 件の違反が認められた。(1)事業計画に定める ところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法 第8条第1項)、(2)休憩・睡眠施設の管理、保守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3 条第3項)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)無車検運 行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、 (7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の 記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第5項)、(9)業務の記録記載事項等 不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8 条)、(10)業務の記録不実記載(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第8条)、(11)運行記録計 による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第9条)、(12)運転者等台帳の記載 事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導 監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対す る指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第10条第2項)、(15)特定の運転者に対 する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第2項)、(16)運行管理 者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第22条)、(17)運行管理者 の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第19条)、(18)輸送の安全にかかわ る情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業 法第24条の3)、(19)事業報告書未提出(貨物自 動車運送事業法第60条第1項)	23	23

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20250109	株式会社モーターハウス土屋（法人番号3080401019059）代表者土屋真樹	静岡県湖西市古見129-1	湖西営業所	静岡県湖西市新居町新居3393-7	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年8月19日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20250131	株式会社タムラシステムサービス(法人番号1180001014864) 代表者田村昭三	愛知県名古屋市中南区豊2丁目32-22	本社営業所	愛知県名古屋市中南区豊2丁目32-22	輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年9月13日及び令和6年9月30日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(16)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	16	16

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。